

# 一般介護予防事業の充実について



# 短期集中型サービス（運動器の機能向上）の位置付けについて

## 短期集中型サービス

### 【目的】

短期集中型サービスは、他の通所サービスのように定期的かつ継続的なサービス提供を行うものではなく、運動器の機能向上を図るために短期間（3か月程度）で集中的に自身の自立・介護予防のためのプログラムを実施することにより、自らが運動器機能の課題を理解し、サービス終了後も活動を継続できるセルフケアの方法を学び、生活機能の向上を図る。

### 【対象者】

- ・基本チェックリストの実施により、運動器の機能低下等に該当した「サービス事業対象者」
- ・要支援認定手続きにより、「要支援1又は2の認定を受けた者」

### 【サービス利用の判断】

- ・「サービス事業対象者」「要支援1又は2の認定を受けた者」ともに、地域包括支援センター等のケアマネジャーが、介護予防ケアマネジメントによりサービス利用の必要性を判断する。
- 
- ・介護予防ケアマネジメントにより短期集中型サービスの利用が望ましいと認められる者については、医療機関で健診を実施し、心疾患や骨折等のリスク等を鑑みて、医師がプログラム参加の可否を判断する。

地域包括支援センターによる  
介護予防ケアマネジメント

終了後は、一般介護予防事業（地域の住民主体の体操・運動等の通いの場など）へ移行

# 一般介護予防事業（地域の住民主体の体操・運動等の通いの場など）の充実について

高齢者が、年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防に資する住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げや活動の継続を支援し、地域づくりを通じて介護予防の取り組みを推進する。

## 事業展開

健康づくり展げる講座（継続）

地域における介護予防活動のリーダーとなる人材の育成

住民主体の介護予防活動の推進（新規）

「いきいき百歳体操」を活用した、地域における住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げを支援するため、活動に必要な物品（おもり、DVD）の貸し出しや、説明用リーフレットの提供などを行う

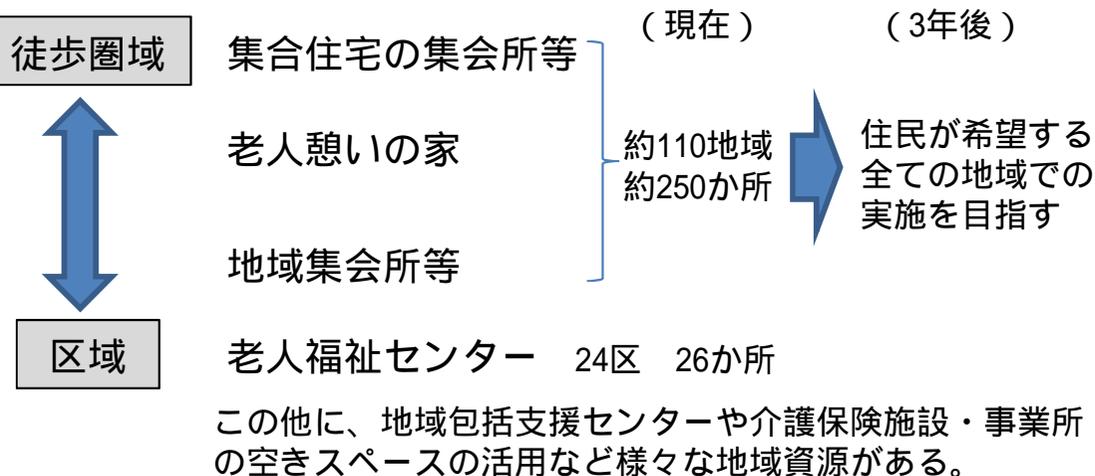
リハビリテーション専門職による介護予防活動の機能強化（新規）

「いきいき百歳体操」を活用した、地域における住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げや活動の継続を支援するため、リハビリテーション専門職（理学療法士等）を派遣し、指導・助言を行う

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（変更）

高齢者の通いの場である老人福祉センターにおいて、「いきいき百歳体操」等の体操・運動等の通いの場を設置

## 「いきいき百歳体操」を活用した地域展開のイメージ （より身近な場に通いの場を充実）



## 「いきいき百歳体操」とは・・・

いすに座り、手足におもりをつけて、DVDを見ながら、週に1～2回30分程度行う体操  
筋力、バランス力の向上効果があり、広く普及している

## 「いきいき百歳体操」のグループが立ち上がると・・・

- ・筋力、バランス力が向上する
- ・人と交流する楽しさや、やりがいが生まれる
- ・地域づくり、仲間づくりによる地域のつながりが強化
- ・認知症予防や口腔機能向上などの取り組みの拡がり  
（脳活性化レクリエーションやDVD収録の「かみかみ百歳体操」の実施）

# 地域の体操・運動等の通いの場への移行の推進

- ・ 個々の患者のニーズを踏まえつつ、心身機能の向上から活動、参加へと発展させるリハビリテーションを推進するとともに、必要に応じて介護保険への円滑な移行を行う。
- ・ 「心身機能」「活動」「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進する。

## 維持期リハビリテーション

(診療報酬)

- ・ 目標設定等支援・管理料の新設  
(初回：250点 2回目～：100点)  
要介護被保険者等にリハビリテーションの目標設定等の支援、介護保険のリハビリテーション事業所の紹介等を行った場合に算定

## 医療機関



維持期リハビリテーションの介護保険へスムーズな移行

## 併給期間の拡大

(診療報酬)

- ・ 医療保険と介護保険のリハビリテーションの併用を可能に  
目標設定等支援・管理料の算定から3か月以内、1月に5日を超えない範囲

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (短期集中型サービス)

生活機能の向上とセルフケアによる  
活動の継続を支援

(介護予防・生活支援サービス事業)

- ・ 運動器の機能向上プログラムの実施
- ・ 口腔機能向上プログラムの実施
- ・ 栄養改善プログラムの実施  
自宅のできる活動の継続プログラムを作成



## 介護サービス事業所

## 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション

社会参加を維持できるサービス等へ  
移行する体制の推進

(介護報酬)

- ・ 社会参加支援加算の新設  
(訪リハ17単位/日・通リハ12単位/日)  
社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制を評価する

## 地域の体操・運動等の通いの場



## 一般介護予防事業

- ・ 健康づくり展げる講座  
地域における介護予防活動の啓発・実践等を行う人材(リーダー)の育成
- ・ 地域介護予防活動支援事業  
活動のための物品(おもり、DVD)の貸出等によるいきいき百歳体操の普及支援
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業  
リハビリテーション専門職によるいきいき百歳体操を実施する住民グループの立ち上げ、継続支援
- ・ 老人福祉センター型通所サービス  
高齢者の集いの場である老人福祉センターにおいて、定期的な体操・運動等の通いの場を提供